


所管部課	子育て支援部 保育課		部長	吉沢 寿子		
件名	平成31年度東大和市実費徴収に係る補足給付費補助金交付要綱について					
			区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 (国) 実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 (都) 東大和市補助金等交付規則				
	部課機関					
<p>1 要 旨</p> <p>この要綱は、低所得で生計が困難である保護者等に対し、私立幼稚園に通う児童の給食費の一部について補助金の交付を行い、経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援することを目的として制定するものである。</p> <p>(1) 対象者 私立幼稚園に通う子どもの保護者で、①若しくは②に該当する者又は③に掲げる子どもがいる者 ①市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯 ②市町村民税を課されない者に準ずる者 ③小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる私立幼稚園に通う子ども</p> <p>(2) 補助額 保護者が施設に支払った給食費（副食材料費に限る） ただし、対象児童1人あたり月額4,500円上限</p> <p>(3) 予算措置 令和元年6月に補正済</p> <p>(4) 補助率 国 1/3 都 1/3</p> <p>(5) 影響及び効果 私立幼稚園に通園する低所得者世帯等の負担軽減を図ることができる。</p> <p>(6) 施行日 市長決裁日から施行し、令和元年10月1日から適用する。</p>						
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 令和元年 9月 6日 国から実施要綱の一部改正について通知あり (2) 令和元年10月17日 都から実施要綱の一部改正について通知あり</p>						
3 留意事項 (問題点等)						
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務を進めたい。</p>						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。